三九二　高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一八　55　二九
三九三　上五島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一八　55　三一
三九四　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する告示　一九　二
三九五　船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示　一九　二
三九六　高速自動車国道に関する件　一九　八
三九七　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示　一九　58　六八
三九八　航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示　一九　58　七〇
三九九　船員の治療と就業の両立支援指針を定める件　一九　58　七一
四〇〇　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一九　58　七五
四〇一　与論空港の施設変更を許可した件　一九　58　七七
四〇二　松山空港の施設に変更を加え、及び同空港について指定した延長進入表面に変更を加えた件　一九　58　七九
四〇三　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　一九　58　八一
四〇四―高速自動車国道に関する件　二三　六
四〇七　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件　二三　六
四〇八　特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件　二四　八
四〇九　仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二四　63　六七
四一〇　高速自動車国道に関する件　二六　三
四一二　砂防法第二条の土地を指定する件　二六　三
四一三　直轄砂防工事を施行する件　二六　四
四一四　砂防法第二条の土地を指定する件　二六　四
四一五―　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二七　71　四四
四二一　秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二七　71　四四
四二二　船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件　二七　71　四六
四二三　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件　二七　71　四六
四二四　都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件　三〇　四
四二五　都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件　三〇　五
四二六　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　三〇　73　七五
四二七　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示　三一　二
四二八　その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示　三一　三
四二九　建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の業務の廃止の届出があった件　三一　五
四三〇　高速自動車国道に関する件　三一　五
四三一―　水先人に免許を与えた件　三一　五
四三二　退職水防団員等報償規程の一部を改正する告示　三一　六
四三三　航空法施行規則第二百三十六条の七十二の地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を指定する件　三一　六
四三四　評価方法基準の一部を改正する件　三一　75　七四
四三五　自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示　三一　75　七六
四三六　確認審査等に関する指針の一部を改正する告示　三一　75　七六
四三七　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十二号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等の一部を改正する件　三一　75　七八
四三八　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準　三一　75　七八
四四一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　75　七九
四四二　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準　三一　75　八〇
四四三　遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示　三一　75　八〇
四四四―　砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件　三一　75　八三
四四五　砂防法第二条の土地を指定する件　三一　75　八三
四四六―　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　三一　75　八三